

第117回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年12月25日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

櫛 浩一（部会長）、會田 雅人

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

石丸 努

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○櫛部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第117回の産業統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

10月に統計委員会の委員などの任命替えが行われまして、今期この部会の部会長を務めることになりました学習院大学の櫛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく皆様につきましては、ネットワークの状況で、途中、声が聞きづらいなど、いろいろ不具合が生じる場合がございます。その場合には、遠慮なく御連絡を頂ければと思います。

本日は、12月13日の第200回統計委員会で諮問されました「作物統計調査の変更」について審議をいたします。任命替えがなされて初めての部会ということでございますので、審議の前に幾つか申し上げておきたいと思っております。

最初に、今回の審議に当たっての部会構成につきましては、参考1に名簿をお配りしております。以前からこの部会の経常的なメンバーでいらっしゃいました宇南山臨時委員、小西臨時委員、それから清水臨時委員につきましては、引き続き御参加をいただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、今期から新たに會田委員と二村委員が参加されるということになりました。

それから加えて、本調査の審議におきましては、農業に関する御知見が深い方から御意見を頂戴するため、農業・食品産業技術総合研究機構の石丸上級研究員に専門委員として御参加いただくこととしました。

本日は二村委員が御欠席でございますので、會田委員と石丸専門委員から御挨拶を頂きたいと思っております。まず、會田委員、よろしくお願いいたします。

○會田委員 今回初めて統計委員会の方に入れていただきまして、産業統計部会の方に属することになりました會田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、石丸専門委員、よろしくお願いいたします。

○石丸専門委員 農業・食品産業技術総合研究機構の石丸です。私も初めてこの専門委員を務めさせていただきます。何か貢献することがあればと思います。よろしくお祈りします。

○樫部会長 ありがとうございます。お二人とも御審議へのお力添えを何とぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、委員改選後最初の部会となりますので、統計委員会令の定めに基づきまして、部会長代理の指名をさせていただきたいと存じます。

部会長代理には會田委員をお願いをしたいと考えておりますけれども、會田委員、よろしいでしょうか

○會田委員 はい。御指名いただきましたので、お引き受けします。

○樫部会長 それではよろしくお願いいたします。

あと、事務的な事項について3点ほど申し上げます。

1点目は、審議の進め方でございますが、審議は、これまでと同様、審議メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明していただいた上で、調査実施者である農林水産省から論点に対する御回答をしていただきます。その上で、質疑応答という形で進めていきたいと考えております。

なお、審議の過程では、説明されている資料や議論になっている資料について、随時、事務局により画面に表示していただきます。

2点目は、参考2にお示ししている審議のスケジュールについてでございます。今回の審議につきましては、今のところ、本日を含めまして2回の部会審議を予定しております。2回の部会での審議を終えて、答申案のおおよその方向性について御了解が得られれば、答申案は書面で確認をしていただき、そして決定するというような方向で、皆様の負担の少ない形で進めさせていただきたいと考えております。

もちろん、2回の部会で審議が終わらない場合には、大変恐縮ではございますけれども、

予備日である2月9日にも部会を開催させていただくということになりますので、お含みおきをいただければと思います。

そして、まとめていただいた答申案につきましては、3月に開催予定の統計委員会に御報告をしたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それから最後に3点目でございますが、本日の審議は12時までということをご予定しておりますけれども、審議の状況によっては予定時間を過ぎるという可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は途中で御退席いただいて結構でございます。

こちらからの御連絡は以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは審議に入らせていただきたいと思います。まず、資料1-1の「諮問の概要」につきましては、既に統計委員会の場などで説明をさせていただいておりますので、時間節約のために、この場での説明は割愛をさせていただきたいと思います。

それから、先日、統計委員会で諮問された際に、当日出席されていた委員の方々から、特に御質問や御意見はなかったということをご申し添えさせていただきたいと思います。

それでは、個別事項の審議に入りますけれども、資料2の審査メモの目次にありますとおり、今回の変更におきましては、水稻に関する調査の変更が大きなウエイトを占めておりますので、その変更から順に審議をしたいと思っております。

まず、実測調査の実施箇所の削減に関する事項から審議をしたいと思っております。事務局から審査状況と論点の説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局の森でございます。よろしくお願いいたします。

審査メモの2ページを御覧ください。水稻の作況調査を行う実施箇所、これを作況標本筆といたしますが、この選定については、参考として、写真付きで記載しておりますが、

- ・全国の全ての土地を格子状に区切って、水田が含まれる単位区を母集団とする。
- ・そこから調査対象となる単位区を選び、
- ・その単位区内にある水田を1枚選ぶ、という流れで行われています。

そして、現在、全国で約1万筆において実測調査が行われているのですが、今回の変更により、これを約8,000筆に削減することが計画されています。

変更の背景や理由について、イの部分となりますが、農林水産省では、毎年6月末に、主食用米等の民間在庫量の見直しを算出していて、この計算においては、従来から、生産過程における誤差を3万トンまで許容するものとされています。そこで、この3万トンと全国の収穫量の比率をもって誤差の許容範囲としており、現状では0.3%の範囲で収まることを念頭に置いて県別の筆数を計算した結果、全国で約1万筆としていたとのことですが、水稻の収穫量が徐々に減少し、令和4年産の時点では約730万トンまで減少していて、今後も減少が見込まれることから、同じ筆数を維持しなくても、必要とされる3万トンという許容量の範囲はクリアできるのではないかということで、全体の筆数の設計を見直し、今回約8,000に削減するとして、調査事務を効率化しようとしています。

これに対する現時点での審査状況といたしまして、ウの部分となりますが、

・収穫量という言わば母数の縮小に伴い、許容範囲が0.3%から0.4%になっていますので、それだけを見れば、精度を緩めたとは言えなくはないですが、最終的に必要とされる3万トンという言わば総量の精度を維持することを前提に、サンプルサイズの再計算を行った結果であること、

・そして、標本筆の減少により、実測調査に要する労力の軽減も図られること、から、基本的に特段の問題はないと考えておりますが、変更後の作況標本筆を約8,000筆にすることとした検討経緯と、結果精度への影響、また、今後の見通しについて改めて確認する必要があるとして、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者の農林水産省の方から御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長の橋本でございます。本日は、樫部会長をはじめ、委員の皆様、お忙しいところ、審査いただきますことに御礼申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方から、資料3の作物統計調査の論点に対する回答に基づきまして、回答をさせていただきます。

まず、資料3の1ページ目を御覧いただければと思います。今、論点として御質問のありました、検討経緯と結果精度への影響について改めて説明させていただきます。今、総務省の森調査官から審査メモで御説明いただきましたが、まず、国民の主食である米を対象とした調査でございまして、農林水産省としては、他の作物に比べ、しっかりとした精度の下に調査を進めてきたという経緯がございます。次の2ページ目の参考のところ、平年収穫量と作況標本筆数の推移というグラフを載せております。昭和40年の頃からデータを載せておりますが、当時3万筆以上の筆で調査をしていたところ、平成9年以降は、約1万筆で、目標となる精度を目指して調査を進めてきたという経緯がございます。

具体的にどのような考え方で標本の数を決めてきたかということにつきましては、2ページ目の2のところについて御覧いただければと思います。先ほども審査メモの御説明の中でお話いただいたとおりでございますけれども、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の中におきまして、期末在庫量というものも併せて出しておきまして、こちらが10万トンほどのブレ幅に収まるような形で収穫量の方も求めていきたいという目標を定めております。この10万トンにつきまして、生産、流通、消費、それぞれの段階において一定の誤差というものが想定されるということで、そのうち、この収穫量というのは生産分野ということになりますけれども、そちらで約3分の1に相当する3万トン以内の調査誤差というものを許容範囲とし、当時は約900万トンという収穫量に対して3万トンのブレ幅の範囲内に収まるようにということで、目標精度としてまいったところがございます。この目標精度につきましては、全国で約3万トン、これは900万トンにおける3万トンということで、0.3というのを一つの目安に目標を設定してまいりました。

そして、実際、都道府県別の数字もいろいろな利活用に活用されていまして、10 a 当

たり収量の都道府県別にも一定の目標精度を置いております。その結果として、この2ページの3に記載しておりますとおり、全国で約1万筆という作況標本筆を設置いたしまして、実測調査を行ってきたという経緯がございます。

次の3ページ目の4のところを御覧いただければと思いますが、繰り返しになりますけれども、近年、米につきましては、需要に応じた生産が推進されておりました、水稻の作付面積、また、収穫量ともに減少傾向になっています。1万筆を設定した平成9年に比べて、現時点で約3割程度少なくなっており、許容範囲の誤差である3万トンを維持しつつ、その減少している分母が、約900万トンから約700万トンに減ってきているということで、700万トンのうちの3万トンを許容誤差として設定することが可能と考えています。このことから、筆の数を減らしても、必要な精度を維持した統計が出していただけるのではないかと、それから、この水稻の作況調査につきましては、冒頭お話のありました圃場でかなり労力をかけて調査を行っていることから労力負担の軽減にもつながるということ。一定の精度の確保を前提として、より効率的に調査を行っていくという観点から、今回、作況標本筆の見直しをさせていただくところです。

必要な標本の数を再計算いたしまして、約7,000筆まで減らすことが可能と考えているところです。本来であれば、直ちに7,000筆というところですが、国民の主食である米を対象としており、非常にいろいろな政策的な利活用に使われている数字であるということ、特に、農業者に交付される交付金の算定などにも直接この数字が活用されているということで、本当に間違いなく調査が行えるか、慎重に対応を進めていきたいと考えているところです。

このため、計算上は約7,000筆まで減らせると考えているのですが、当初は約8,000筆という規模で、令和6年産、それから7年産、実際に調査を行わせていただきまして、行政上の利活用について問題がないことを確認した上で、計算させていただきました7,000筆ということを令和8年産から適用していきたい、そのような見直しのスケジュールを考えているところです。

私からの回答は以上になります。ありがとうございます。

○樫部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、會田委員、お願いいたします。

○會田委員 會田でございます。

御説明ありがとうございました。作物統計の中でも、水稻に関しては戦後すぐに改善が図られてきているということで、農林水産統計の中でも最も重要な統計の一部になっているのだと思っております。

質問というより、私の理解のための確認なのですが、今回、標本筆を1万から8,000に減らすということで、単位面積当たりの収量という観点からいくと明らかに精度は下がっているけれども、オールジャパンの収穫量を出すときには、大ざっぱに言うと単位面積当たりの収量×水稻の耕地面積ということで出てくると。で、水稻の耕地面積の方

も減ってきているから、若干その単位面積当たりの水稻に関する誤差が増えても、掛けるところの水稻の耕地面積が減っているので、トータルとしてその3万トンというところが維持できるということで、そここのところの標準誤差というか、そここのところは確保できるということ。ただ、全体から見ると、生産量の観点から見えていくと、生産量は減っているので、それは0.3から0.4になってしまうというような理解でよろしいでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 會田委員、ありがとうございます。今、ご発言いただいたとおりでございます。目標精度は0.3から0.4という形に見えますけれども、許容誤差につきましては3万トン以内ということで維持できるということで、利活用上必要な精度というものは確保されていると考えているところです。

○會田委員 ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、ほかに御質問や御意見があれば、よろしくお願いたします。

それでは、清水臨時委員、よろしくお願いたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。私ももう理解をしたつもりだったのですが、1点少し御確認したいのが、その目標誤差の3万トンというものは、政策的に決まっていて、例えば、これから人口が減少していく中において、最終的な在庫をどれぐらい持つかというようなことが変化して、減少してくることになるかと思うのですけれども、そうなるくと、この3万トンみたいなものというのは、今後、3万トンが2万5,000トンになるとか、そういうふうに変化していくと思ってよろしいですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 今、清水臨時委員からご発言のあった内容でございますが、現時点では、そういう予定があるということはお聞きしていませんけれども、将来的な可能性ということであれば、相当程度、米の需要の見通しなり、必要な在庫の水準というものが大きく変わっていけば、ここの考え方も変更する可能性はあると考えております。

○清水臨時委員 ありがとうございます。そうしますと、今、政策目標である期末在庫量の3万トンというものがフィックスドな、固定した値がある中において、収穫量というものは、今議論があったように減少してきていますと。そうしますと、どうしても3万トンに対しての誤差ということで考えますから、誤差率が少し上がってしまうように見えるのだけれども、その3万トンという誤差を維持するために、標本が1万から8,000に減るところで、収穫量そのものがいわゆる可変変数になっているということになるかと思えます。そういう意味でのいわゆる誤差率が少し見かけ上は上がってしまうということについては問題ないと思っております。今後、何か固定変数か、何が可変変数かみたいなことを考えていったときに、3万トンは今のところ固定な変数である。そして収穫量は、今後減少の一途をたどる。その収穫量に対して1万個の抽出のところを8,000で抽出して、評価してくるところの全体に対する収穫量の誤差は変化していないと考えることができますので、この調査というのは、8,000に減らしても問題ないと思いました。

もう一つ、これから新しい技術ということで考えていきますと、私は衛星画像などを研究で使っておりますけれども、当時、この10年20年という変化の中で、8,000を抽出する過程において新しい技術を使って、こういうところを調査するといいだらうという代表性

を持って調査するところのサンプリングの技術というのも高まってきていると思いますので、1万が8,000に減ったから、それだけ誤差が大きくなるということではなくて、抽出のところが更に精度よく抽出できるような時代になってきていますので、そういうふうなふうに考えると、統計の精度というのは、よりよくなっていくのだろうなと思っております。

そういう意味で、繰り返し、最後にまとめですけれども、そういうような技術もこれから使っていっちゃると思いますので、どんどんそういう技術を使いながら統計の精度を維持されていくと、より効率的に精度を維持した統計が作れるのではないかなと思いました。

以上でございます。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 清水臨時委員どうもありがとうございます。今、ご発言いただきました衛星画像の活用につきましては、冒頭御説明いただきました審査メモの2ページ目の参考の作況標本筆の選定手順で、母集団の中から選定していますが、その母集団整備のところ衛星画像も活用しながら進めているところです。今後とも適切な統計調査、また、そういったサンプルの選定に努めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導の方をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○清水臨時委員 ありがとうございます。失礼いたします。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

少し私の方から関連で質問してよろしいでしょうか。

まず、3万トンという数字なのですけれども、これはどの時点の数字なのかということ、何回か調査をされているわけなのですけれども、この3万トンというのは最終的な数量の、収穫量の予測が3万トンということでしょうか。それとも、例えば9月とかの調査をされるのですけれども、そういう時点ではその収穫量の予測というのは出していないということなのですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。最終的な数字として、3万トンと置いています。ただ、需給見通しにつきましては、9月25日現在をベースに、10月中旬頃に示されるのですけれども、その後、調査が進んでいく中で、収穫量の見通しの予想が大きく変わってきた場合は、必要に応じて需給見通しを再度出し直すとしており、基本は収穫量の時点の数字ということで考えていただければと思います。

○樫部会長 分かりました。この1万筆という実際の標本の調査地点なののですけれども、これは毎回同じところを何回か調査する、そういうことなのですか。これはどういうふうに行っているのですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。1万筆のうち約3分の1を更新という形です。だから、3年固定して3分の1ずつ新しい標本を選び直しています。1万筆を毎年実施するのですけれども、そのうち、毎年3分の1を入れ替えているということです。

○樫部会長 同じ年には同じところを何回か調べるのですか。

○瀬戸口農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（普通作物統計班担当）
農林水産省統計部生産流通消費統計課の瀬戸口です。今の課長の回答を補足させていただきます。

今、部会長がおっしゃられたとおり、1年間のうち、何度か同じ圃場に我々調査に出向きます。1万筆の圃場を、同じところに年間何回かお伺いさせていただいて、調査を行っているという次第でございます。

○樫部会長 すみません、何回も私が聞いて申し訳ないですが、米が収穫できたときにはその米の量を調査をすればいいのですけれども、取れるまでの途中のところというのは、まだ完全に実っていないという状態であるので、どのような手法で収穫量を推計されているのでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。今の御質問については、次の論点のところでお説明をさせていただくことになります。

○樫部会長 分かりました。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 少し次の回答にも関係しておりますが、収穫が終わっていないところにつきましては、その時点で実測できる株数、穂数、もみ数といった計測できるものについてまずしっかり実測して、そこから実測できないものについて、一部予想の手法を取り入れさせていただいております。一番春先に、この圃場で調査をやると決めたら、それは収穫期までずっと1つの圃場を固定して1万筆は最初から最後まで調査が継続して行われるということでございます。ありがとうございます。

○樫部会長 分かりました。申し訳ありません。後の話を先にやってしまいました。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 いいえ、どうもありがとうございます。

○樫部会長 それで、今、衛星調査の話とかいろいろ出てきたのですけれども、現在の時点のやり方では、計算上7,000筆が必要だという、そういうお話なのですけれども、衛星のデータとかそういったものを蓄積していけば、仮に今の状態であっても、もっとデータが蓄積できれば、更に調査箇所を削減しても大丈夫だというようなことにはならないのですか。最終的な生産量は、やはり取ってみないと分からないというのは分かるのですけれども、もっと途中の、例えば9月とか、そういう中間地点では、もう少し調査地点が少なくても精度がある程度保てるとか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 どうもありがとうございます。今、樫部会長から御指摘のありました、より新しい技術を入れることで調査筆が減らせるような手法は考えられないかということだと思いますが、我々も、今も新しい技術を入れることで、衛星データとか気象データなどから、ある程度より精度の高い予測ができないかというような研究開発は、やらせていただいているところでございます。ただ、今の成果からいいますと、なかなかこの米の数字、10a当たりの何キロまで出さなければいけないものですので、なかなか今すぐ、この作況標本筆で実測しているものに直ちに代替できるような技術が、正直申し上げて、まだ確立できていないということでございまして、今後、当然ながら、新しい技術でそういうところの精度が非常によくなってきた場合、ま

た、逆に求められる精度がそこまで精緻ではなくなってくるとか、条件が変わってくれば、そういった手法の導入というものも考えられると思ひまして、そういった検討なり試験研究ということは、継続して行っていくことが重要ではないかなと考えているところでございます。

○樫部会長 それから、すみません、私ばかり聞いていて申し訳ないのですが、最後に、先ほど會田委員の方から、8,000筆に減らすところ、どうやってその8,000という数字が出てきたのかというお話があったのですが、前回、たしか令和3年に、少し調査筆を減らすという変更があったときに、都道府県別にかなり細かく調査筆の削減についていろいろ議論した記録が残っているのですが、今回も同じように都道府県別にかなり細かく調査筆数を減らすということについていろいろ検討されて、その結果、こういう数字が出てきているという理解でよろしいでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。まさに都道府県別にどこまで減らせるかというものをそれぞれ計算いたしまして、その積み上げから、約7,000まで減らせるということで算定をしております。今の時点で都道府県別の数字をまだ精査、調整をしておりますので、今日の資料にはお付けしていませんけれども、樫部会長からご発言いただいたような試算の仕方と同じように算定をさせていただいた結果ということで御理解いただければと思います。ありがとうございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

私ばかりいろいろ細かいことを聞いて申し訳ありません。委員の皆様、御質問があれば、どうぞ御自由にお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、県別のデータがどんな感じになっているのかというのだけ、確認のために出していただくことでいいですか。内山審査官、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 すみません、事務局から割り込ませていただきます。

今、都道府県別のデータというお話がありました。まだ調整中ということで、確定値ではないと思いますので、取扱いに関してはかなり注意が必要なデータかと思ひますけれども、次の部会の際に何らかの形で御提示いただくことが可能であれば、その示し方も含めて、少し御相談いただければと思ひのですが、それは可能でしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい、少し持ち帰らせていただきまして、次回の部会で、例えばその時点でまだ確定という形になっていない場合は、机上配布等、委員の皆様に見ていただけるような形で、考えさせていただければと思ひます。

○樫部会長 すみません、よろしくお願ひいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 皆様に御確認いただけるような形でお示しできる方法を考えていきたいと思ひますので、また次回御回答させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、ほかに御質問とか御意見はございませんでしょうか。ウェブ参加の皆様もよろしいでしょうか。

それでは、特に御異論がないようですので、方向性としては、今回の諮問の方向でよろ

しいということで、ほぼ意見がまとまったということにしたいと思いますが、今の都道府県別のデータも次回お見せいただけるということなので、それを見てからということにさせていただきますと思います。

それでは、次の話に進んでよろしいですか。それでは、次のテーマでございまして、水稲の実測調査により把握する調査事項の整理・削減、それから調査票の第13号様式の見直しについて、審議をしたいと思います。

ではまず、事務局から審査状況と論点の御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモ4ページを御覧ください。実測調査により把握する事項を整理・削減することとし、実測調査で利用している共通様式である様式第13号の全面的な見直しが計画されています。この様式13号については、職員または調査員が現場に出向いて行う実測調査に利用する様式として、現場で入手した情報を記録する帳票という性格から、一般的な統計調査とは異なりますので、別添資料を見ただきながら簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、審査メモの別添2を付けておりますけれども、こちらが現行の調査票です。このように表がたくさんありまして、調査事項がとても細かく設定されておりまして、収量等を計算する上で参考になると考えられる情報を、生育の段階を追って幅広く収集する形となっています。今回、この様式を整理・簡素化することが予定されているのですが、調査票同士を並べても非常に細かくなりますので、新旧の対応関係をイメージしていただく参考といたしまして、審査メモの別添の資料1として、調査票の構成対照表を作成しております。左側が現行の調査表の構成、中央が今回の変更案、右の黄色と緑の部分が、個別に変更理由の概要という形でまとめておりますので、適宜御参照いただけたらと存じます。

それとは別に、審査メモ4ページの方に戻りますけれども、図表の1では、削減される調査事項について、理由ごとに表にしております。農林水産省では、今回の見直しに当たっては、集計上の必須事項、または影響度の大きな事項の把握を優先することとし、今後とも必要とされる結果精度に大きな影響を与えないもの、状況変化により、実測調査の過程で直接把握する必要性の低下したものなどについて削減するとしております。

これについて、現在の審査状況といたしましては、ウの部分となりますが、農林水産省として、予想収量やその後の収穫量の算定に支障がない範囲で調査事項を削減するとしておりますし、このことで、実査や集計に係る事務負担が軽減されるということであれば、特段の問題はないと考えますが、一般的な調査と異なり、収集した情報をシンプルに集計するというものではなく、調査以外の情報を用いて予測するという対応も含まれるということから、これを機会に、予想収量、収穫量の集計プロセスの概略や、当該データの活用状況について改めて説明いただくとともに、調査事項の継続・削除の選択についての考え方などを論点として設け、説明をしていただくこととしております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、今の話について、農林水産省の方から御回答をお願いしたいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。それで

は、資料3の4ページを御覧いただければと思います。今お示しがありました論点①、②、③のうち、最初の①につきまして、予想収穫量、収穫量の集計プロセスの概略について、改めて御説明をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

この調査につきましては、今、審査メモの御説明の中でもお話がありましたとおり、いわゆる一般的な統計調査が調査票に書かれたデータの集計をして公表していくということに対しまして、かなり現場の実測データを基に数字を算定しているというところで、少し普通と違うスタイルの調査になっているということでございます。

まず、予想収穫量ということで、収穫が最後まで終わる途中の段階で、9月25日現在、それから10月25日現在ということで予想を行っておりまして、また、それが最終的には収穫量という形で調査が続いていくというものでございます。

4ページの下のところは、審査資料の中でもお話があったところですので、簡単に概略申し上げますと、無作為に抽出をした圃場を1万筆選定して、その1つの圃場の中で、また無作為に3か所を調査箇所という形で選んで、そこをその年の調査の箇所ということで特定をして、最終的に、先ほど樋部会長からお話がありましたとおり、ここを春から最後の収穫期まで調査を行っていくということになります。

次の5ページ目の(2)のところを見ていただきたいのですが、調査の時点で既に収穫が完了している場合、以下のような形で収穫量調査を行っているということで、まず、先ほど申し上げた3か所の調査箇所ごとに、1平方メートル分の水稻を刈取りいたしまして、それを、参考に記載していますけれども、脱穀なり乾燥、それからもみすりという作業をして、そこで粗玄米というか、収穫した結果の玄米の塊ができます。そこから一定量を均質になるような形で抽出をいたしまして、それを今度、調査対象とする収穫量の基準というものを我々は設けておりまして、その1つが1.7ミリ以上のふるい目に残った米ということで、写真が載っていますけれども、この段ふるいのところに収穫したお米をふるいに入れてふるっています。また、1.7ミリ以上のもので、かつ、農産物の検査法の農産物規格規程の三等以上の規格、これは5ページの一番下に品位ということで一等、二等、三等の規格が記載されておりますが、この三等水準以上のものを収穫量とみなして選別を行って、それを調査した作況標本筆の筆ごとに玄米重というものを推定しているところでございます。

ここで1.7ミリ以上、かつ三等以上という形で算定したものから、地域によっては局所的な災害被害が発生した場合であると、その部分を差し引いたり、また最近、機械で収穫を一般的に行っておりまして、ただ、我々の調査は、職員なり調査員が実際手刈りで全部を取ってきているので、一般的な農家であると、コンバインで収穫をしているので、どうしてもコンバインで機械収穫したときに、脱穀し切れないものが残ってしまったりということでロスが発生するので、そうしたロス率なりも加味して最終的な10a当たりの収量というものを算定していると。これが実際の実測した結果から10a当たりの収量を算定していく流れになります。

その次の6ページ目を見ていただきたいのですが、9月25日とか10月25日の時点で収穫できる状態に水稻が生育していればいいのですけれども、まだ収穫できないような状態

ですと、現場に行った際に、当然、まだ実り切っていない稲なので、刈ってくるわけにもいかないので、その時点で実測可能なものを最大限測定いたしまして、それを基に、一部予測を組み合わせた形で算定をしています。6 ページの中ほどに参考ということで、今度は予想収量の算定の方法を記載しております。実際現場に行って測定できるものということで、そこに水稻が植わっている1平方メートル当たりの調査箇所における株の数、それから、その株当たり何本穂数があるかという穂数、それから、1つの穂にどれだけでもみがついているかというもみ数、これを全部掛け合わせることで、その1平方メートル当たりの全もみ数というか、もみの数、もみ数というものを出すことができます。このもみ数のもみがどれぐらい詰まっているかとか実っているかという部分が、まだ収穫できない時点なので、このもみの数に対して、そのもみの中身がどれだけ充実しているかということは、例えば過去の実測データ、今年度もう既に収穫が終わっているところのデータ、過去の気象データと当年の気象データから、このような気象だったらこれぐらい詰まってくるだろうというようなところ、どれだけ詰まってくるかというところを、千もみ当たり収量という形で、一部予測しまして、掛け合わせる形で、10 a 当たりの予想収穫量というものを出しているところでございます。また、先ほど申し上げたコンバインでどれぐらいロスがあるかとか、また、その年、一部被害が発生した場合は、それも加味しながら予想収量を出すということとしています。

それから6ページの最後、「また、」というところにございますけれども、いろいろ観察・聞き取り事項など、その予想した結果の妥当性、おかしくないかということを検証するために、いろいろ検証資料なりも収集したものを活用しながら予想というものを出しています。

以上がまず①の論点ということになります。

○**樫部会長** では、ここで一旦区切って、何か御質問があればお願いしたいと思います。委員の皆様の御質問がある方がいらっしゃれば。

よろしいですか。また細かいことで申し訳ないですが、これは「収穫が完了している場合」と書いてあるのですけれど、これは収穫ができる状態の場合ということでよろしいですか。もう刈り取ってしまった後という意味ではないですよ。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます、今、樫部会長がおっしゃっていただいたとおり、まさに収穫適期を迎えている調査圃場という場合は収穫が可能なので、この「収穫が完了している」というのは、我々の調査の結果、収穫できた場合という意味でございます。

○**樫部会長** そういう意味ですか、分かりました。申し訳ないです、細かいことでした。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。大事なことかと思えます。

○**樫部会長** ほかに御質問のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

石丸専門委員、よろしくお願いたします。

○**石丸専門委員** ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

私の質問は、資料2の削除が予定されている調査事項の例ということで、出穂期がこ

これは削除対象になっているのですけれど、これは確認までです。行政記録等の活用によって効率的にデータが補完できるということなののですけれども、最近、今年もそうだったのですが、猛暑の年が続いていまして、稲って、穂が出てから実までの間に高温に当たってしまうと、今年すごく玄米の品質が、米の品質が低下したのですね、高温によって。そのとき、いろいろな研究者間でも、行政の人に対しても、生産者とも、いつ出穂したのか、いつ穂が出たのかというのは、どれぐらい高温に当たったのかというのを予測するのにすごく重要なデータになるのです。確認なののですけれども、そういう重要な出穂期を削除しても、ほかの行政記録で補完できるということで認識してよろしいでしょうか。

以上です。

○**樫部会長** 石丸専門委員、御質問ありがとうございます。これは次の論点に関する御質問だと思いますので、ほかに御意見がなければ、続いて、②、③の御説明もお願いします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** それでは、①の論点が一応終わったということで、②の論点、今、石丸専門委員から御質問いただきましたことへの回答も含めて御説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料3の7ページ目を御覧いただければと思います。今回、調査事項の継続・削除というものを行っていることについて、どういう考え方・基準によるものかを説明してほしいということでございます。それぞれ削除する項目、それから継続する項目ということで御説明をさせていただきたいと思っておりますが、基本的な考え方といたしまして、7ページ目の回答のⅠに書かれているとおり、まず、収穫量であったり予想収量を算定する際に、直接使うものは継続を行い、そこに直接利用しない項目につきましては、今回、調査対象者の負担軽減であったり、業務の効率化の観点から中身を再点検いたしまして、そこは簡素化をさせていただきまして、本当に必要な項目だけを残すというような考え方で全体を整理させていただいたところでございます。

それでは、Ⅱの今回削除する項目について御説明をさせていただきます。今、行政記録情報等の活用が効率的と考えられる項目の中で、田植期、出穂期などについてということで例示をさせていただいております。今、石丸専門委員の方から、出穂期については非常に重要な項目なので、これがなくなっても大丈夫なのかという御心配の声を頂戴したところでございます。専門委員のご指摘のとおり、水稻の作柄を見る上では、この出穂期というものは非常に有効な情報と考えておりまして、実は、いろいろな調査結果の要因分析なり、また、収穫期というのは調査を計画的に進める、先ほど樫部会長から、既に刈り取ってしまったところではないですよねということのコメントがありましたが、まさに、農家がいつ収穫するのかをきちっと把握していないと、調査に行ったらもう既に刈り取られた後だったという、収穫の調査ができなくなりますので、そういう意味で、今まで調査を計画的に進めるという観点もありまして把握してきた項目ということでございます。

ただ、このような項目は、統計部だけしか持っていないかということ、そうではなくて、特に米の主産県の自治体であれば、むしろより細かいデータをお持ちで、我々、県で1本、これぐらいの時期に出穂しますということでお示ししているのですけれども、例えば主産県の特定の主要品種、コシヒカリとか、そうした品種ごとに、いつぐらいが今年はお出穂期

だとか、そういうものを皆様お持ちで、かつ、それを毎月のように生育情報ということで公表もされているというところもでございます。我々も実はこのような統計調査を進める中で、このような関係団体や関係機関が公表してくださっている情報を大いに活用させていただくような形で調査をさせていただいて、そういった結果も踏まえて公表してきたという経緯がございます。

非常に有効なデータということでございますけれども、今回、農業者等の調査対象者の負担軽減の観点や業務の効率化の観点から、実際今調査をしている項目全て、再整備、再点検をさせていただきまして、その結果、有効な情報ではあるのですけれども、この10 a 当たりの収量の算定そのものには直接利用していないということ、それから、先ほど申し上げたとおりですけれども、既に都道府県等関係機関においても、おおむねこのような情報というものを把握されているということから、これを取りやめることとしても、特段この調査結果に何か問題が生じるということはないだろうということで、今回この把握の方を取りやめさせていただくということとしたいと考えています。

続きまして、7ページの2の調査事項自体の優先度の低下というところでございます。ここには、未調製生もみ重や水管理の実施期日等についても、直接、予想収量の算定に使っているデータではないのですけれども、我々が予想した結果が妥当かどうかということ判断するために、いろいろと栽培技術体系なり技術指導の結果、例えば高温のときはこういう指導がなされた結果としてこれぐらいの数字になっているのがおかしくないとか、冷害のときにこういう水管理をするから、その結果としてこういう数字が出てきているということで間違いはないかなど、いろいろ予想した結果なりの妥当性の判断ということでやってきたのですけれども、これは実は、中ほどに記載のあるとおり、以前は、9月15日現在とか10月15日現在の結果を予想しようとしていたことで、相当まだ米の収穫が進んでいない時点で、かなり予想部分が大きいときに、それが本当に問題ないかということを検証するために、いろいろとそういった参考になるような情報収集をしていたのですけれども、9月25日現在、10月25日現在ということで、10日間の繰下げをしたということで、水稲で、まさにこの9月15日から9月25日に調査時期を遅らせたということで、相当、調査上収穫できる筆の数の割合というものが増えました。8ページ目に、刈取済み面積割合ということで、参考までに、過去3年間ずつの9月の結果、9月15日現在ですと、26%、27%しか収穫できなかった部分が、9月25日現在ということでありますと、全国的にもかなり進んできました、半分ぐらい収穫できるということで、相当、そういう意味だと実測データが非常に活用できるようになったことから、今回、その把握の必要性が大分低下したと考えておりまして、かつ、この10 a 当たりの収量の算定に直接使う項目でもないということから、それを把握しなくともきちんとした結果を出していけるであろうということで、今回の削減項目の中に盛り込ませていただいたところです。

8ページ目の3ですが、実測調査から予測式を用いた手法に移行した結果として、もう調査の必要がなくなったものについても併せて見直しを行いたいと思っています。もともと昔、水稲については、それこそ穂が出る前の時点で、草丈とか、穂が出る前の茎の茎数ということで、そういったものも測定をして、生育の良否、水稲が順調に生育しているか、

していないかということ公表してきたという経緯がございました。令和2年以降、実測調査ではなく予測式を用いた手法へ順次移行を進めていまして、7月15日現在及び8月15日現在につきましては、実測ではなくて、予測手法に基づく予測なので、精緻な数字をお示しするのはなかなか少しまだ技術的にも難しいので、ある程度幅を持った文字情報ということですが、平年に比べていいとか、悪いとか、やや良とか、やや不良とか、平年並みですよというような少し幅を持った情報としてお示しをしてきたという経緯がございます。この見直しをした時点で、本来であれば草丈とか茎数については、項目として必要性が相当薄らいでいたということはあるのですけれども、いろいろな調査をしていく中で、穂数とかもみ数とかが、もし非常に生育が遅れて測定できない場合に、この草丈や茎数というものが使える可能性もあるので、念のためということで、調査票上の項目としては残して、万が一に備えてということで、その時点で調査の項目から落としていなかったのですけれども、結果として、これまでこのような調査項目を実際に用いて予想収穫量とか収穫量の結果を出すということがなかったものですので、この機会を捉えて、調査票からも削除させていただきたいと考えております。

以上が項目として必要性なりが減少したということで、削除してもいいのではないかとこのものでございます。

9ページ以降は、今後も調査をしていく、収量を算定するのに必要となる項目ということで、こちらは継続して調査をしたいというもので記載をしています。こちらについては、それぞれ必要性を記載しておりますが、全て丁寧に御説明をしていくと、審議時間にも影響があるということで、場合によっては、私からの説明は省略させていただければと思っておりますが、もし委員の皆様の中から、ここを継続する理由をより詳細に説明していただきたいということであれば、御質問の中で回答させていただきたく存じます。

長くなりましたが、項目については以上になります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは、②の御説明で、石丸専門委員、いかがでしょうか。

○石丸専門委員 石丸です。大丈夫です。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、ほかの方からも、今の削除する項目について御質問があれば、お願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。引き続き把握する項目については、必要があればお答えを頂けるということなので、何かこちらの方についても御質問があればいただければと思うのですが。

それでは、今の②の削減する項目については、特にもう追加の御質問等なしということによろしいですか。

それでは、③についてもお願いします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。14ページ目の一番上を御覧いただければと思います。論点の③ということで、今後、更に削減を検討している調査事項はありますかということですが、現状の利活用を踏まえ

ますと、必要最小限の把握事項ということで、現時点においては調査項目を削減する予定はないと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○樫部会長 それでは、今の3番目の、更に削減を検討している調査項目とか、今回の継続する項目について、質問とかコメントのある方がいらっしゃれば、よろしくお願いいたしますと思います。

よろしいでしょうか。それでは、特にこの2番目の実測により把握する事項の整理・削減という論点について、特に追加の御質問とか御意見がないということで、変更の内容自体について特段御異論がなかったと思いますので、この変更事項については御了承いただいたということで整理したいと思います。

それでは次の、実測調査による作況調査の公表集約ということについて審議をしていただきたいと思います。

それではまず、事務局から審査状況と論点の御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの6ページを御覧ください。今回の計画では、集計事項の変更の一環として、西南暖地の早期栽培等に関する作況調査の公表の集約が計画されています。水稻の作況調査による実測調査、つまり、刈取りの進捗と結果公表の関係について、図表2で整理しておりますが、全国の作況標本筆においては、水稻の生育状況に沿って順次刈取りが行われます。緑の三角部分が実測の進捗をイメージしたのですが、時間が経つにつれて刈取りが進み、サンプルが積み上げられていきます。そして、現在は、図のように、最終的な収穫量の公表まで、刈取りの途中段階も段階的に公表が行われているのですが、このうち、この表で一番左のものとなりますが、西南暖地の早期栽培等に限って、8月15日時点の公表も行われていました。今回の変更では、西南暖地の早期栽培等についても、他の地域と同様、9月25日以降の公表に集約することとされています。

ウのところとなりますが、この変更理由について、農林水産省は、この8月15日段階の公表は一部地域の調査結果であって、9月25日時点以降、全国一律で、より確度の高い集約結果の公表がなされる状況にあって、この時点の公表でなければ支障が生じるものではない一方で、8月15日段階の公表に係る集計・公表作業をするための事務負担が重いためとしております。

審査状況といたしまして、エのところですが、業務負担の軽減による限られた人的リソースの有効活用を図ろうとする趣旨については、特段の問題はないと考えておりますが、公表を集約しても利活用上支障のないことについては、改めて確認しておきたいと考え、論点を設けております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省の方からの御回答をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。農林水産省でございます。資料3の14ページ目の中ほど、(3)作況調査の公表の集約という部分を御覧いただければと思います。

今ほどお話のありました、公表を集約しても利活用上支障がない理由を説明してくださいということでございますが、もともと、この水稲調査につきましては、先ほど草丈とか茎数なりもお示ししてきたという経緯もございましたけれども、調査をした結果をできるだけ早く皆様にお示ししたいということで、統計部として、できるだけ早期の提供ということで、8月15日現在の調査結果という形で公表してきたという経緯がございます。今回、水稲の需要に応じた生産が進みまして、作況標本筆についても削減が可能なのではないかなというような検討を始めた際に、改めて水稲の調査について、全ての項目について点検をさせていただきまして、こちらの結果につきましては、一番重要な基本指針の需給見通しや、また、早期栽培につきましては、農業共済の算定にも活用されているということで、早期、普通期という区分けをもって公表していれば、タイミングは必ずしも8月15日ということではなく、必要な9月25日現在の、10月中旬にきちっとデータを出していれば、利活用上全く問題がないということが確認できたところでございます。

一方で、この8月15日現在で公表するためには、8月下旬の非常に暑い中に調査をした結果を短期間に集計・取りまとめをしないといけません。また、9月にもまた改めてやらなくてはいけないということで、少し負担も大きいということも考慮いたしまして、本当に必要な、全国調査の結果を公表するタイミングに集約して公表すれば、利活用上は支障がないということを確認することができましたので、今回このような御提案をさせていただいたというものでございます。

私からの説明は以上になります。

○樫部会長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に関して、御質問とか御意見があれば頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

では、特に御質問とか御意見とかはないということでよろしいでしょうか。それでは、今回の変更について、特に御質問とか御意見がなかったということで、変更の内容自体について異論がなかったと思いますので、この変更事項については、おおむね御了承いただいたということで整理をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次のお話で、水稲について、公表の実績を踏まえて公表時期を修正するということについて審議をしたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの8ページを御覧ください。

実態を踏まえた公表時期の修正ということで、水稲の作付面積調査及び予想収穫量調査の公表時期を、計画上、若干繰り下げることが計画されております。具体的には、アのところですが、水稲の作付面積調査及び予想収穫量調査については、毎年10月に策定される「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」という農政上の重要案件の必須資料として用いられており、食料・農業・農村政策審議会、略して食糧部会でございますが、こちらの検討に遅れないように調査結果を公表するという関係になっているとのことでした。前回、令和3年の諮問の際には、この基本指針の策定時期の変更が予定されていることを踏まえ、図表3の公表時期の「現行」の欄のとおり、それぞれの区分で「10月上旬」「11月上旬」として整理がなされた経緯があります。今回これを「変更案」の欄のとおり、

「10月中旬」「11月中旬」ということで、1区分ずらすことが計画されています。

この変更理由ですが、9ページのエに記載しておりますとおり、基本指針の策定期間に大きな変更が生じておらず、調査結果も、その検討に間に合うように公表されていて、実務上、特に問題は生じておりませんし、結果公表と指針策定のスケジュールに変動は見込まれないのですが、ここ数年の実績を見ると、食糧部会が10月下旬に差しかかる時期に開催されており、これに対して、数値の精査を確実に行った調査結果を公表するため、公表時期が10月の中旬の範囲になっています。また、それに続く公表については、食糧部会の開催はなかったものの、実績として11月中旬にかかる時期になっており、今後も曜日の関係で11月中旬の範囲になる可能性もあるということで、できるだけ実態に沿った計画の記載にしておきたいという趣旨の変更でございます。

審査状況といたしましては、オのところですが、利活用に支障が生じないことを前提に、数値を精査する期間を確保することへの対応と記載しておりますが、要するに、実態を変えるものではなく、計画の記載の補正に類するものとして、特段の問題はないと考えており、論点も特に設けておりません。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。この変更につきましては、最も重要とされる基本指針策定のための利活用にも支障が生じていない中、公表の実績を踏まえて調査計画の記載を少し改めるというものであるということもありまして、特に論点が立てられておりません。この変更について、御質問とか御意見があれば、お願いをしたいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。それでは、特に論点はもともと設けられていないということもありまして、特に御質問も御意見もないということであれば、変更事項として了承ということにさせていただきたいと思います。

それでは次に、水稻に関する審議を一通り行いましたので、12時までまだ少し時間がございますので、審議を進めさせていただきたいと思います。

次に、水稻以外の作物に関する調査におけるオンライン回答について、事務局から御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの10ページを御覧ください。

調査方法の変更といたしまして、農林業経営体を対象とする収穫量調査において、オンライン回答の導入が計画されております。具体的には、図表4でまとめておりますが、水稻以外の作物を対象とした収穫量調査について、農協や出荷団体などを対象とした「関係団体等」と「農林業経営体」を報告者として調査が実施されておまして、現行の部分ですが、関係団体等では、郵送・オンライン調査、具体的にはe-surveyと電子メールになりますけれども、こちらで行われている一方、農林業経営体については郵送調査のみとなっております。これを今回、農林業経営体についても、関係団体等と同様にオンライン回答を導入するというものです。

この理由について、イのところですが、農林水産省では、調査対象者への回答の選択肢を増やし、回収率の向上を図るとともに、調査対象者への負担軽減を図るためとしており、また、参考の部分ですが、現在進行中の公的統計基本計画においても、「農林水産統計の

デジタル技術等による改善」として、オンライン調査の更なる推進を図ることが方針として示されており、これに沿った対応であると説明しております。

これに対する審査状況として、ウのところとなりますけれども、回答方法の選択肢を増やすという観点で特段の意見はないとした上で、現在、オンラインで対応している関係団体のオンライン調査の実施状況や実際の画面の推移、また、新規に農林業経営体に対して追加するオンライン回答の具体的な内容はどうなっているか。また、昨年度審議された漁業センサスや、今年度審議された農林業センサスでは、農林水産省の独自システムである農林水産省共通申請サービス、略してeMAFFなのですけれども、こちらを利用する形でオンライン調査が導入されましたが、本調査で今回それを使わない理由は何かなど、複数の論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省の方から、今の論点について御回答をお願いできればと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。オンライン回答の導入につきましては、4点論点を頂戴いたしました。

まず、資料3の15ページを御覧いただければと思います。最初の論点といたしまして、既に実施をしている、関係団体におけるオンライン調査の実施状況について説明していただきということがございます。下にオンライン調査の実施状況を記載していますが、関係団体による回答率は約1割程度でございます。徐々にではございますが、少しずつ実績が上がってきており、引き続きオンラインの回答の方を促進していきたいと考えているところです。

続きまして、論点の2ということがございます。こちら、関係団体に係るオンライン調査の画面の遷移、どのように遷移していくのかということがございますが、回答といたしましては、文字に記載のあるとおりでございます。適宜、画面の方も16ページ以降付けておりますので、御覧いただきながら聞いていただければありがたいです。事例といたしまして、ここでは野菜調査の画面のコピーを掲載させていただきました。おおむねの流れですが、まず、ログインをしまして、初期パスワードの変更、連絡先の登録、それから回答入力、回答送信ということになります。ホームページの調査票を使用いたしまして、感覚的な操作で必要な項目に回答が進められるようになっております。また、回答入力時に、同時に審査も行われていまして、何か少し違う、整合しないような回答が行われた場合は、そこもミスが分かるように、ミスを防止するようになっております。また、回答途中での保存、また、再開も可能ということになっております。

また、セキュリティーの確保につきましては、初期パスワードの変更、それからパスワードポリシーにのっとったパスワードの登録、一定時間無操作時のセッションアウトなどの対応が取られているというものでございます。簡単ではございますが、②の回答とさせていただきます。

続きまして、論点の③、ページでいいいますと20ページ目を御覧いただければと思います。今度新たに、今までは団体向けですけれども、今度は個々の経営体に対するオンライ

ン回答を導入したいということで、その場合の実施方法、実施の流れというものについて、どのような形になるのかというものでございます。これから導入されますので、想定される流れを記載しておりますが、基本的には団体調査の審査の流れと同じような、図のような流れで回答をお願いしたいと思っております。回答方法につきましては、調査対象者が、紙の調査票での回答もしくはオンラインでの回答を自由に選択できるような形で行うこととなっております。審査・疑義照会は、地方農政局など、または、地方農政局がないところは、それぞれ各県に配置されております都道府県の拠点の担当職員が行いまして、その回答データは、農林水産統計システムでの集計時に合算されるというような流れとなっております。

続きまして、次の④の論点でございます。21ページ目を御覧いただければと思います。論点といたしまして、昨年度審議された漁業センサスや、今年度審議された農林業センサスでは、農林水産省の独自のシステムであるeMAFFという農林水産省共通申請サービスを利用する形でのオンライン調査が導入されたが、本調査でそれを使わない理由を説明してくださいとのことでございます。eMAFFにつきましては、現在農林水産省におきまして、農林水産関係の行政手続に係る包括的な申請・届出システムということで促進をしているものでございます。今、農林業センサスなどについてもそれを活用するというので検討しております。しかしながら、今回見直しを検討しております作物統計調査につきましては、もう既に関係団体向けに、e-surveyのオンライン回答フォームを用いており、今回それを関係団体だけでなく、経営体にも適用を拡大するというものになっております。既存のものをベースに、フォームの開発なり、そういったものをやる方が合理的だと考えており、当面このe-surveyでオンライン化を進めていきたいと考えているところです。

長くなりましたが、私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に対しまして、御質問とか御意見があればお願いしたいと思います。

どうぞ。

○會田委員 會田です。御説明ありがとうございました。頂いた資料の15ページで、関係団体に係るオンライン調査の実施状況とあるのですけれども、関係団体であれば、何となくもう少しオンラインの割合が高くていいと思うのですけれども、今まで協力が得られないというようなことを聞き取りとか調べられたりしたことはございますか、。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。作物統計調査の場合、面積と収穫量を答えれば、それで済んでしまいますので、オンライン調査にわざわざ入ってパスワードとかを入力して、回答するよりは、紙で返した方がより簡便だったりするというお話も伺ったことがあります。確かに、オンライン調査を活用くださいということで、かなり一生懸命促進すると、會田委員の御指摘のとおり、一気にというか、結構オンライン調査が促進されるというような事例もお聞きしておりますので、よりこれからオンライン調査の積極的な促進なり進めていけば、まだこれからオンライン調査の向上というのも期待できるのではないかなと考えておりまして、引き続き進めていければと考えております。

○里農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（園芸統計班担当） 農林水産省生産流通消費統計課の里です。

関係団体ということで、対象団体にJAが多いということもありまして、JAの方も、年齢構成上、どちらかといいますと、職員の皆様は結構高齢の方が多くということもありまして、少しデジタル化になかなかなじめないというような状況もありまして、紙に書いて送った方が手取り早いみたいな意向を持たれる方が多いというようなことかなと思います。ただ、今年度実施しております調査上では、若干オンライン回答率も上昇してきておりますし、今後いろいろこちらの方もPRしていけば、客体側の回答者の方も、今後は若い世代の方にどんどんどんどん替わっていきますので、オンライン回答率の向上は見込めるのではないかなと考えております。

○會田委員 どうもありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問とか御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。オンライン回答は全ての調査に関係するところだと思いますが、私、少し今、林業の方の調査を山に入ってやっているのですけれども、特に作物調査に比べて、林業体の方も非常に高齢化が進んでいまして、様々な調査をお願いするときに紙の方がやりやすいということは確かにあります。ただし、かなりきちんと教育やお願いの仕方とかを工夫することによって、その後の効率性が圧倒的にオンラインの方が高いということは我々は分かっているわけでありまして、お願いの仕方によっても、ほぼこの時期からはもうオンラインしかありませんみたいなことでお願いしながら、今やらせていただいていますけれども、そういう時間軸を切って、移行する期間とかというのがあると、全ての調査に関係しますけれども、オンライン調査、オンライン回答の回収率はかなり上がりますし、上がるというか、もうそれしかないという、その時期から移行しますということであれば、それしかありませんので、何かそういうような目標を持たれるといいのかなと思っています。特に経営体になると、いわゆる農業の世界、林業の世界でもそうでしたけれど、団体の方の高齢化が少し進んでいて、経営体がもう少し若い、その方々が移行するような形になってくるかと思っておりますので、世代が急速に変わる時期に差しかかっていますので、もう少し何か、時間とか数値目標とかを持って移行されていくと、すごくいいかと思いました。

特にオンライン調査のときに、やはりログインのところのハードルで、そもそもそこでやめてしまう、入力が面倒くさい、そして3つ目が、入力をするのだけれども、数値チェックの中で、ここで最後、登録ができないとかというような、何段階か脱落していくところがあるのですけれども、今の話を聞いていると、入力のところはすごく簡単ということですから、ログインのところでも脱落されている方々が圧倒的に多いと予想するので、やはりそのような原因とかをきちんと明確にしながら、オンライン化をどんどん進めていくようなシナリオを作られるといいなと思って聞いておりました。

以上でございます。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問ありましたら。

少し私から質問させていただきたいのですが、今、ログインするところが結構問題だという話になると、今、農林水産省の方でeMAFFにみんな集約していこうという方向であれば、こちらは要するにeMAFFにログインできれば、あとはすぐ回答ができるわけですよ。そうすると、この調査だけ見ると、オンライン化を進めるという話は、今既存のこのシステムの方に乗かって、経営体の方もこれに答えてもらう方が早いということは分かるのですが、全体がもしeMAFFの方に移行しようという話であれば、今移行してしまうと、今度逆にeMAFFに持っていくことが難しくなるのではないかという気もするのですが、その辺はどのようなふうにお考えなのでしょうか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。先ほど清水臨時委員からありましたとおり、スケジュール感を持ってオンラインの方も進めたいと思いますし、今ほど樫部会長からお話がありました、eMAFFを進めた方がトータルで見るといいのではないかなというようにお話も頂戴したところでございます。我々も、eMAFFを進めることについても検討はさせていただいたのですが、もともとeMAFFの申請サービスというのは、統計調査を念頭にやっているシステムというよりは、交付金とかの申請のシステムということで、これで統計調査もやるという、かなり一から作り込みをしないといけないというようなハードルもありまして、現時点では、既存のe-surveyの方でやった方が作物統計についてはいいのではないかなと考えているものです。

○**樫部会長** では、事務局から、どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局内山でございます。お時間を頂いてありがとうございます。私の方からは2点補足的な話を申し上げます。

まず1つ目なのですが、統計委員会で諮問した際に、「諮問の概要」という資料の5ページで御説明をしているのですが、本調査に関しては段階的に諮問をすることが予定されています。今回は上の赤枠のところ。そして、来年度、第2段階の諮問が予定されていて、その際に何が予定されているかというと、水稻以外の収穫量、そういったものについては、民間委託による郵送・オンラインということが予定されています。今、農政局経由の郵送・オンラインという形で行われているわけですが、これが民間委託化が検討されているということを考えますと、来年の諮問に向けて、今話すことではないのかもしれませんが、清水臨時委員の方からも時間軸、スケジュール感を設けてというお話もありました。それを考えますと、次回変更されるとき、民間委託の郵送・オンラインを入れる際に、オンライン方式を中長期的にはどうしていくのかということについて、それまでにまだ時間がありますので、方針を考えられるというのも一つかなと思うのが1点。

それからもう一点は、eMAFFかe-surveyかということなのですが、今回e-surveyを使われるということについて理由を説明していただいたのですが、このeMAFFに関しては、先行する昨年度の漁業センサス、それから今年度前半の農林業センサスのところで、eMAFFを使うという形で変更申請が出されて、それが答申に書かれているという状況でございます。その際にも、今まで使ったことがないので、センサスベースで試行的にというお話もありましたので、その結果いかんということにはなろうかと思っておりますけれども、今

後、農林水産省の中で、eMAFF、e-surveyの役割分担というか、使い分けに関しても、農林水産省の統計調査としてどういう方向に行くのかということを考えられる、いい機会になってくるのではないかなと思いましたが、僭越ながら補足させていただきました。ありがとうございます。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。そうですね、今、内山審査官からお話しいただきましたとおり、今後もオンライン導入を検討しておりますし、進めていきたいと考えておりますので、その中で、今御指摘のあった論点につきましても、改めて検討を深めていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今のオンラインのところについては、特に追加の御意見はないようですので、事務局の方から今後のことをもう少し検討していただきたいということで、農林水産の方でも御検討いただけるということであるので、皆様に御了承いただいたということで整理をさせていただきたいと思います。

まだもう少し時間がありますので、少しでも先に進めておきたいと思います。先ほど議論していただいた調査事項の整理の部分で、行政記録情報等の活用という話も出ましたので、それに関連して、審査メモの14ページですが、ここに行政記録情報等の活用についての記載を追加するところがございますが、ここについて、御説明していただけたらと思います。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 説明させていただきます。今回、本調査におきまして、以前から、作付面積調査ですとか、収穫量調査の結果の精度の向上のために、審査ですとか集計過程におきまして行政記録情報等を活用されていたということで、今回の変更で、図表の6にまとめておりますけれども、その旨を調査計画にしっかり追記するというところで、具体的な活用リストにつきましては、調査計画の参考情報として追加することが計画されております。

この変更につきまして、農林水産省の方では、

- ・作物の生産に関して、経営所得安定対策などの諸施策に係る各種申請等や、地方公共団体において農政の実施過程で収集される情報などがあるということで、本調査に代替するほどの網羅性はないものの、実測の調査の結果または報告者からの回答を検証する上で有用な情報であるということ。

- ・そのため、従来からそれらを審査・集計等の過程で活用はしてきているが、これまでそのことを調査計画の方に記載していなかったということ、から、今回、変更申請の機会を捉えて追加したいとされております。

こちらにつきましては、当初、この図表6に記載した追加のみを行うことが計画されておりましたが、確かに、こちらはこれまでに記載がなかったことから、調査計画の明確化という趣旨には沿っていますが、当該記載は、一般的・抽象的で具体性に欠けるということでした。一方で、活用する行政記録情報等は、そのときの状況によって使用する情報、活用の範囲等も含めて変動し得るものということで、調査計画上で一律に記載するにはな

じまない要素も含まれているということで、そこで、総務省の方から農林水産省の方に対して、調査計画の参考資料としてこれを添付することを提案しまして、別添4のとおり対応するということとされております。今画面の方に出ていますが、一覧表といいますか、表にまとめて、こちらを参考資料として付けるということで、今回対応したいということになっております。

これに対しまして、論点といたしまして、調査実施上の取扱いについて、計画上の一層の明確化を図るといふものから、特段問題はないとしておりますけれども、行政記録情報等の活用をイメージするため、この別添4の経営所得安定対策に係る行政記録情報等について、審査・集計のどの部分でどのように活用し、活用によりどのような効果があるか、活用の流れも含めて例示しつつ説明していただきたいなど、2つ論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省の方から御説明をお願いしたいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。今、審査メモで御説明いただきましたとおり、既に検証などで活用している行政記録情報等について、今後とも有効活用を進めていきたいということで、今回の御提案をさせていただいたところでございます。

最初に、実際にどういった活用を既に行っているのかということで、回答をさせていただいています。まず、別添4でもいろいろと行政記録情報等を例示しておりますが、例えば経営所得安定対策などの行政記録情報等の活用につきましては、水稻の作付面積や麦・大豆の作付面積や収穫量などにつきまして、実際に職員、また、統計調査員なりが実測した結果の値を、経営所得安定対策等の申請で提出される面積や収穫量、それが地域ごとに集計された行政記録情報等と比較して、妥当性なりを判断するというような形で既に活用させていただいてきたところでございます。

②の方で、既存の調査事項と代替することができない理由ということで記載があるのですけれども、基本的には、今後より、これは公的統計の基本計画の中でも、行政記録情報等の有効活用ということがうたわれていることもございまして、農林水産省といたしましては、行政記録情報等の最大限の活用というものを進めていきたいと基本的な考え方として持っているところでございます。例示しました麦・大豆、また、ほかの品目も含めて活用ができないかということの検証自体は進めていきたいと思っております。

このうち、水稻の作付面積につきましては、まず一部の地域におきまして、行政記録情報等を最大限活用しつつ、適宜、情報の補完を行うことで代替できる部分もあるのではないかと確認できておりますので、このような形で、多少補完を適切にすれば使えるという部分については、どんどん活用を進めていきたいと考えております。

ただし、情報が必ずしも十分網羅されていなかったり、また、その補完の手法が必ずしもきちっと措置できない場合、農業者の交付金の算定等に活用されるデータですと、直ちに補完したり代替するものが難しいという場合もございまして、ここは、検証作業を進める中で可能なものからどんどん拡大をしていくというような形で進めていければと考えて

いるところでございます。

私からの説明は以上になります。ありがとうございます。

○樫部会長 では、そろそろ時間も近付いてまいりましたので、御質問があれば出していただいて、長引くようであれば、次回引き続き審議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 本当に質問だけでなく、ジャストコメントだけなのですが、私自身、調査計画に含めるべきことと、今回も別添の方に入れるということと、あと、各省で統計ごとにマニュアルを作っているのだと思うのですが、国土交通省の方で建設統計の不適切問題がありましたので、今マニュアルの点検をしております。そういう意味で、どういうところにマニュアルを含めるべきかということについての点検をしている中ですごく考えたことは、調査計画はe-Statにあるということで、e-Statの方から調査計画を見させていただいたのですが、何を調査計画に入れて、何を別添に入れて、何をマニュアルの中に入れていくみたいなことの基準というのは、今明確なものがないと思います。今回の件では全くなくて、今回もお手本のような話をお示しいただきまして、あ、こういうふうにするのかと勉強させていただいたわけですが、その辺りを今後、公的統計全体の中できちんと整理していくことの重要性を今の農林水産省からの御報告で勉強させていただきました。これは農林水産省への質問でもコメントでもなく、統計全体において、調査計画、または別添、またはマニュアルにどう含めるかみたいなことの重要性を認識しながら整理していくことが必要だということの発言でございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございます。今のは、特に農林水産省からお答えいただくような話ではないと思いますが、ほかに御質問、コメントのある方はいらっしゃいますでしょうか。

特になければ、では、この案件については御了承いただいたということで整理をしたいと思います。

時間ぎりぎりになってしまいまして申し訳ありません。時間になりましたので、本日の審議はここまでということにさせていただきたいと思います。

本日審議した事項について、後ほど、可能であればデータを出していただきたいという事項もありましたけれども、それ以外については審議を終えたということにさせていただきたいと思います。

それから、取りまとめについて、それぞれの事項のところで行っておりますので、繰り返すことは、時間もありませんので、いたしません。次回の部会では、本日、次回にまたデータを出していただくことになった事項について、それから、変更事項の残り、過去の答申における指摘事項への対応について審議をさせていただきたいと思います。

また、本日の部会の審議の内容につきまして、追加で御意見とか、御質問とかお気づきの点がございましたら、年末非常に慌ただしい中で、短期間で申し訳ないのですが、今週28日木曜日の正午までに、事務局まで電子メール等によって御連絡を頂ければと思

っております。よろしくお願いをできればと思います。

それから、本日の審議内容につきましては、来年1月に開催予定の統計委員会で、私から御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から御連絡をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。本日も御審議いただきましてありがとうございます。次回の部会は、来年1月19日金曜日、今日の参考資料2のところにも書いてございますが、1月19日金曜日の、今度は午後になります。13時からということで、今回同様、拠点とウェブの併用という形で予定をしております。

また、部会長からお話がありましたけれども、本日の内容に関して、追加で御質問、お気付きの点がありましたら、本当にすみません、年末で慌ただしい中なのですが、今週28日の正午までということで、ひとまずお送りいただければ幸いです。

それから、本日の配布資料は次回以降の部会でも使用しますので、よろしくお願いたします。

それから、いつものお願いではございますけれども、部会の議事録ですが、事務局でまとめ次第、またメールで御照会差し上げますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いたします。

以上です。ありがとうございます。

○樋部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会は終了いたします。次回の部会審議もよろしくお願いたします。本日は皆様、お忙しいところを審議いただきましてありがとうございました。